

郡山市私立幼稚園教職員研修費補助金交付要綱

平成 9 年 9 月 18 日制定
平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
[こども部こども育成課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の私立幼稚園等の教職員を対象とした研修（以下「研修」という。）を実施する郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる経費は、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金その他教職員の資質向上及び健康増進を目的とした研修の実施に要する経費とする。

2 補助金は、対象経費の 2 分の 1 以内で 700,000 円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付申請は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第 6 条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第 7 条 補助事業の実績報告は、規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）

から起算して2箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認めて指示する書類

(額の確定)

第8条 前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。